

第 48 回  
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会  
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

## 第 48 回（平成 26 年度第 3 回）安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 26 年 7 月 16 日（水）午後 2 時

場 所：安土町総合支所 3 階議員控室

### 1. 開 会

### 2. 経過報告

### 3. 協議事項

(1) 「庁舎整備基本構想」および「まちづくり計画」について<総合政策部/政策推進課>

(2) 合併協定項目の未調整項目について<総合政策部/政策推進課>

(3) 市民憲章について<総合政策部/秘書広報課>

(4) 都市計画税について<総務部/税務課>

### 4. 報告事項

(1) 安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について<安藤委員・井上稔委員> 参考 1

### 5. その他（連絡事項等）

(1) 視察研修について 参考 2

(2) 地域協議会定例会議題について

### 6. 閉 会

## 会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第48回(平成26年度第3回)定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所3階議員控室
●開催日時	平成26年7月16日(水) 14:00~17:30
●出席者 (委員等)	大林輝男会長、城念久子副会長、安藤峯雄委員、可須水弘美委員、井上稔委員 杉目いづみ委員、仙波謙三委員、茶野初美委員、向井義治委員、井上芳夫委員 宗野滋賀大学准教授
(説明者等)	総合政策部 政策推進課…吉岡参事、西村副主幹、森津主査 秘書広報課…溝井副主幹 税務課…井田課長、大林課長補佐
(事務局)	安土町総合支所 地域振興課…三崎次長兼課長、重田課長補佐、助野副主幹、射庭主査、西澤主事
●議題及び議 事	
事務局	ただ今から、第48回安土町地域自治区地域協議会を開催いたします。 なお、本協議会の傍聴につきましては、傍聴者は、会場入り口掲示の「傍聴要 領」に基づき、協力をお願いいたします。 大林会長、ご挨拶をお願いいたします。
会長	(あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 なお、杉目委員から会長あてに若干遅れると連絡がありましたことをご報告申 し上げます。 本日の会議につきまして、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域 自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第11条第3項の規定によ り会議が成立したことをご報告申し上げます。 これより議事に入ります。 会議の議長については同じく協議書の規定に基づき会長をお願いいたします。
会長	それでは、規定に基づき議長を務める。円滑な議事運営にご協力をお願いする。 会議次第に基づき前回(6月18日)の定例会以降の地域協議会の活動につい て経過報告を行う。 まず、広報編集部会の活動並びに第1回の部会開催について城念副会長から報 告をお願いする。

副会長

7月1日付で地域協議会だより第25号を発行。広報7月1日号と併せて全戸配布を行った。

本定例会終了後、9月1日付で発行する第26号の企画について広報編集部会を開催するので広報編集部会員は出席願います。

会長

広報編集部会の報告について質問・意見等はあるか。無いようなので次第に基づき会議運営部会について報告する。

7月1日、担当事務局出席のもと開催。協議、報告事項について議論し各委員から意見をいただいた。

協議事項として次第の「庁舎整備基本構想」および「まちづくり計画」について合併協定項目の未調整項目についての調整状況を政策推進課、市民憲章を秘書広報課、都市計画税を税務課に説明を求める。

報告事項は安土・老蘇学区まちづくり協議会について現状・課題について担当課と安藤委員、井上稔委員より報告をいただく。

その他事項として視察研修と今後の地域協議会定例会議題について事務局から説明いただく。

以上を会議運営部会で整理した。次回の会議運営部会は8月5日、定例会は8月20日に行う。意見等あるか。無いようなので次の議事に進みます。

意見箱について意見は無いことを報告申し上げる。

次第に沿って協議事項に入る。『「庁舎整備基本構想」および「まちづくり計画」について』政策推進課より説明をお願いします。

杉目委員到着 14:13

政策推進課

(資料に基づき説明)

会長

ありがとうございました。

今まで色々な委員会が検討した結果の報告と思うが地域協議会として様々な意見を出して今後計画を進める上で参考としていただくことになる。意見等ありませんか。

委員

直接は計画に関係ないが安土から市庁舎へのアクセスについて市庁舎前の4車線道路は安土町まで延長するのか。

政策推進課

今回の計画とは別に市道黒橋八木線について、黒橋の突き当たりから安土へ繋げて欲しいという要望があることは聞いております。

今回の計画の中では、官庁街通りの中央分離帯を修正していく考えをもっています。

委員	配布資料の観光産業文化の充実とあるがどのような機能の充実を図るのか。
政策推進課	今回配布いたしました資料は概要版のため詳細を記載しておりませんが詳細版には具体的内容を掲載しております。
委員	本庁舎の建替中の業務はどこで行うのか。
政策推進課	本庁舎敷地内に新庁舎を建設する予定です。建設中も引き続き本庁で業務を行うほか、総合支所にも一部の部署が、仮庁舎として一時的に移転する予定もございます。
委員	最終的に新庁舎が完成した時点で安土町総合支所の扱いはどうなるのか。
政策推進課	地域自治区が10年間設置されることは合併協議会で決められたことであり、基本的な方向性は、引き継がれると考えております。
会長	配布資料記載の24年度アンケートはどのような内容であったのか。
政策推進課	平成24年9月に市民アンケートの全戸配布を行いました。回収は7,678通あり、全体の24.6%でした。 アンケート内容は、現庁舎の課題、新庁舎に期待することを選択式で行いました。意見といたしまして、「駐車場や窓口が足りない。本庁舎だけで用事が済まない。階段が狭い」などが挙げられました。
会長	取組の中に文化会館改修検討等とあるが文化会館耐震工事が出来ていないため改修するのか。また、文化会館と市庁舎は同時期に改修するのか。
政策推進課	文化会館につきまして、現在、大規模改修計画を検討しており、来年度に改修設計を進めていくと聞いております。 新庁舎、周辺の官庁街の整備の中で庁舎と文化会館がどのような連携を行っていくか具体的な方向性はまだ決まっておりません。
会長	もし、連携した改修を進めるなら文化会館の収容スペース（約1,500人）を費用対効果も検討しながら新庁舎に組み入れてはどうか。 また、官庁街を人の賑わう場所にしていくならば安土町からの利用を増やしていくために安土からの利便性を図る必要があるのではないか。整備するのであれば近江八幡市民全体が気軽に利用できるよう具体的な設計を立てる前に意見のひ

とつとして加えていただけたらと思う。

新しいまちづくり計画には大いに賛成である。しかし、安土町総合支所と官庁街を繋げ安土城下町再生計画や安土駅周辺整備などの事業と連携していけば市全体の幅広い賑やかなまちづくりが将来的に実現するのではないか。

全体の総和として、そこまで踏み込んだ検討を進めてきたのか安土地域に対しての思いも含め検討してほしい。

委員

私もアンケートに、そのような意見を出した。今の政策推進課の説明では大多数の意見だけを挙げたように思う。他にも色々な意見やアイデアもあったのではないか。大きな意見だけではなくアイデアを含めもっと検討してほしい。

また、井上芳夫委員が述べたように安土からのアクセスが悪いのでよろしくお願ひしたい。

アドバイザー

安藤委員から指摘のあった、10年間の地域自治区の存続について合併10年で地域自治区は一旦解消される。その後、地域自治区としての区長と地域協議会は無くなるが総合支所を住民自治の拠点として存続させることはありえる。そのあたりの構想が合併前にどこまで進んでいたのか確認していただきたい。

事務局

少なくとも、合併特例法に基づき10年間地域自治区を存続することは間違いございません。

会長

宗野先生や安藤委員が尋ねたように、合併10年後も支所で行政サービスが出来るのか。

賑わいの官庁街の設定に庁舎の色々な設備を設置し、また来たくくなるような思い出が出来るような工夫を安土と一緒に工事を諮ったらどうか。

新市近江八幡市の大きいまちづくり計画であれば、みんながまた寄れるような改修を検討して欲しい。

新庁舎の建設にあたりパブリックコメントを取っていると思う。意見はとにかく官庁街のことで安土町を含めた市全体視野に入れて検討されてなかった。パブリックコメントの意見はどうであったか。

政策推進課

パブリックコメントは、今年5月に市庁舎の整備構想と官庁街のまちづくり計画全体について行っております。

庁舎建設についての反対はございませんでしたが、「コスト面、維持管理費の考慮や駅の周辺自治会から駅前の混雑や防犯が気になる。官庁街の整備と併せて考えてほしい」などの意見がございました。

会長

地域自治区が設置できる期間については委員の皆さんに承知してもらっている

が、そのような思いから安土町総合支所の利活用に関して、住民の一部には安土町総合支所が立地面でも中心であるという思いから賑わいのある場所にという思いもある。総合支所の今後を考えた意見があったと伝えていただきたい。

また、10年間の経過して地域自治区の設置期間が満了となっても、行政機能は存続してほしいという意見が出ていたこともよろしく願います。

委員

子育て支援ということで保健センターも新庁舎に入ってくるのか。

政策推進課

整備構想の中で、ひまわり館、保健センター、発達支援室の機能を1か所に集約する予定です。

政策推進課

今後の官庁街の計画といたしまして、基本計画、基本設計という形で取り組んでいきます。その中の協議で市民の皆さんから意見をいただきながら、基本計画や基本設計を進めていきたいと考えております。

アドバイザー

このまちづくり計画は、少子高齢化が進むなかでコンパクトシティという形であると思う。留意点として計画を前のめりになって進めると、これまで上手く分散していた機能が失われてしまうことがある。近江八幡市がそうなるわけではないが全国的に問題になっている。市全体を見渡せる視野を持って計画を進めてはどうかと思う。

地域協議会として、例えば新庁舎が子育て支援の中心地になるということで地域毎に分散していたものがどのように変わるか考えた方が良い。

委員

宗野先生を含め、様々な意見や疑問点を聞いて昨年まちづくり協議会の委員になっていた折の疑問に思ったことがある。

まちづくり協議会と行政との関係が、はっきりしておらず一体何をしようとしているのか考えの基盤がなく思い付きでやっているように感じられた。

というのも、行政から住民に対して計画について説明されていない部分があったからだと思う。計画のマスタープランなどは市のホームページを開けばあるのだけれど。

政策推進課

都市計画マスタープランはホームページに記載されております。

新市基本計画の下に都市計画マスタープランがございます。都市計画マスタープランの中に学区ごとの地域について、将来設計が記載されております。

委員

その中に、総合支所は記載されているか。

政策推進課

都市計画マスタープランには、具体的には記載されていないように思います。

委員	肝心かつ必要な箇所が出来ていないように思う。まちづくり計画についても方針の方針なので具体的な目標が分からない。
会長	<p>計画について、何故協議するのかというと新市基本計画に端を発しており新市基本計画の関連事項を協議しないことは出来ない。</p> <p>地域協議会は様々な住民の意見を寄せて公平に判断しどうしていくか決める。計画を進める過程においても担当部局には時間を持ってもらう。</p> <p>今回の定例会で大体の意見を吸い上げたと思うご理解賜りたい。</p>
アドバイザー	<p>補足として、総合支所の今後の在り方についてあいまいな部分があれば、この計画は総合支所の位置付けに直接関わってくる話である。新市基本計画には支所の位置付けが示されており、今回の計画が、その変更に関わる場合は、協議書に基づき地域協議会に諮問しなければならない。諮問が出てこなかったのは疑問である。</p> <p>市として、どのように諮問したらよいか手続きやルートの作りかたを習熟していないので、これを事例として学んでいただけたらと思う。</p>
会長	<p>色々な意見をいただきありがとうございます。煮詰まり次第、早急に連絡、連携はいただきたいと思います。</p> <p>説明ありがとうございました。</p>
政策推進課	ありがとうございました。
会長	次の協議事項に移る。『合併協定項目の未調整項目について』政策推進課より説明をお願いします。
政策推進課	(資料に基づき説明)
会長	続けて『市民憲章について』、秘書広報課より説明をお願いします。
秘書広報課	(資料に基づき説明)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>質問であるが、何故、再び市民憲章を制定することになったのか。</p>
秘書広報課	市民憲章につきまして、検討委員会では制定を行わないと結論が出ましたが6月の内部協議で再度検討してはどうかと言うことになりました。



会長	<p>検討委員会まで立ち上げ検討したにも関わらず再度制定することになったのか。</p>
政策推進課	<p>合併調整項目の報告内容につきましては、今年4月1日時点での進捗状況を取り纏めたものでございます。</p> <p>今回の報告内容は、各課の調整状況を一旦私どもで集約し、市長を交えヒアリングを行いました結果のものでございます。</p> <p>取組状況や進め方につきまして、ヒアリングの中で再確認を行いました。市民憲章につきましては、検討委員会における協議内容も踏まえた上で、もう少し議論してはどうだろうかということになりました。従って、市民憲章を作成するか否かについて検討中という状況でございます。</p>
会長	<p>市民憲章を作成するか否かの判断は、もう少し幅広い意見を聞いて十分煮詰めてから検討しようということか。</p>
政策推進課	<p>はい。</p>
会長	<p>何か意見等あるか。</p>
委員	<p>何故、意見が覆ったのか。決まった結果を変えることは業務を進める上で足枷にしかならないように思える。</p>
政策推進課	<p>後戻りではなく、審議を慎重に進めるという考えです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。意見等が無いようなので『都市計画税について』税務課より説明をお願いします。</p>
税務課	<p>(資料に基づき説明)</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>都市計画税について色々な角度で周知してくれているが、市民は実際に税が賦課されないと実感が湧かないと思う。</p> <p>そのような懸念もあり、住民の理解を得てからの周知があるのかと思い今回説明に来ていただいた。質問等あるか。</p>
副会長	<p>資料の中の都市計画税の用途について下水道の普及は100%なのか。</p>

税務課	旧安土町につきましては、普及はほぼ進んでおりますが、旧近江八幡市については、75%ほどでございます。
委員	都市計画税はずっと続くのか。
税務課	旧近江八幡市では、昭和48年から都市計画税を課税し続けております。
会長	市街化区域が平成28年に見直しされる説明があったが、市街化区域は市街化調整区域になりえないとある。旧安土町の市街化区域には永久的に都市計画税が課税されるものとしてよろしいか。
税務課	まちづくりに関しまして、安土駅整備が終われば都市計画税が終わるわけではございません。新たなまちづくりのために使用していきます。
会長	担当課から住民へ説明する機会を作ってほしい。 また、課税標準額の0.3%について根拠はないのか。
税務課	地方税法で、税率に関しまして0.3%以内と決まっております。 参考に、県内で0.3%採用している市は、大津市、草津市、彦根市、長浜市。0.2%は、栗東市、守山市、米原市でございます。市によりまして、異なりますが、大体0.3%を採用しております。 事業内訳の都市計画税で全て賄えているわけではありませんが事業費の補填する財源でも重要な役割を果たしております。今、税率を変えることは出来ません。
会長	0.3%を採用している市は、ある程度、民意に沿った計画となっていると解釈しても良いのか。
税務課	まちづくりを有効に進めていくための財源として、現在の税率を採用しております。
委員	旧安土町の税収が入った場合、どれくらい財源が増えるのか。
税務課	旧安土町地域で年間9,400万円、合計で年間約6億円となります。
会長	宗野先生、都市計画税の賦課について住民に納得してもらう手段はあるか。
アドバイザー	先程、税率が0.3%や0.2%という話が出たが、0.3%は、大津、草津、彦根、長浜、近江八幡ということは、県内でも都市化が進んだ地域。都市的な事

業、人口があり、都市を作るための事業がこれからも必要と考える。やや税率が上がることはある。税率の違いは何となくお分かりいただけると思う。

もう1つ、そもそも都市計画税というのが旧安土町時代になく合併し発生するということは、旧町時代に都市計画事業はしないということになるが、その辺りの説明をしておくが良いと思う。

会長 都市計画税の周知について個人的に確定申告に来所した際、説明が無かった。申告の際、説明が欲しかった。対面式で説明する場を作ってはどうかと思う。

税務課 都市計画税の口頭説明に関しまして、近年、旧安土町地域で宅地造成が急ピッチで進み、新築ラッシュが続いており、固定資産税の新築評価に訪問する際、その世帯には、必ず平成27年度から都市計画税が課税されることを説明し周知を行っております。

会長 課税地域に対する行政説明会は、行っているのか。

税務課 特に説明会は行っておりません。周知に関しまして、資料でご説明したとおりホームページや広報等をはじめ、毎年5月に送付する納税通知書に都市計画税の賦課について文書を同封し、全納税者に送付しておりますので周知は出来ていると考えております。

委員 **資料4**の色分けの意味を説明してほしい。

税務課 カラーの部分が市街化区域であり、色分けは関係ございません。**資料4**を近江八幡市公式ホームページで公開しております。

会長 ホームページにその旨の説明書きはあるか。

税務課 説明書きが無い場合、ホームページの更新を行い、対応いたします。

会長 ありがとうございます。他に質疑等ありませんか。  
無いようなので予定していた協議事項を以上とする。  
次に、報告事項に入る。『安土・老蘇両学区まちづくり協議会の活動状況について』。安藤委員から安土学区についてお願いします。

委員 **参考1**に基づき説明。  
訂正：7月7日拠点等建設委員会は中止。

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>井上委員から、老蘇学区の報告をお願いする。</p>
委員	<p><b>参考1</b>に基づき説明。</p> <p>補足事項：8月16日にカヌー教室を海洋センターで開催予定、対象は小学生。募集定員は30名程度を予定。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>質疑等あるか。</p>
委員	<p>安土学区で、昭和な夏祭り（8／30）と記載されているが、これは、今年から開催となるのか。</p>
副会長	<p>確か去年からではないか。コミュニティセンターで行っている。</p>
委員	<p>夏祭りだけではないが、学区まちづくり協議会が発足してから安土は安土、老蘇は老蘇と離れている気がする。協力体制は出来ているのか。</p>
会長	<p>それぞれの地域の特色で用い、まちづくりを切磋琢磨行っていることは良いが、仙波委員から意見があったように交流の場はあるのか。</p>
事務局	<p>まちづくり協議会間での、行事、会議等での意見交流がございます。</p>
会長	<p>主に、まちづくり協議会の役員同士での交流であり末端までの交流等出来ない。</p> <p>末端まで交流が出来るような良い方法や機会を何か作れないか。</p>
委員	<p>その旨、幹事会で報告する。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次第5、その他事項（1）視察研修について事務局お願いする。</p>
事務局	<p>先進地視察につきまして、今年度は10月もしくは11月頃を予定しております。</p> <p>視察候補地につきまして、宗野先生からアドバイスを頂戴しております。宗野先生、お願いいたします。</p>
アドバイザー	<p>配布した資料<b>参考2</b>より、事務局から、地域自治区のある候補地を挙げていた</p>

だき、日帰りを条件に候補地を絞った。既に視察しているところを除いて、[参考2](#)のリストで見ると距離的に恵那市と豊田市が近いと考える。恵那市については、[参考2](#)の最終ページに資料を添付している。

恵那市（岐阜県）地域自治区の概要資料に基づき説明。

結果次第だが、恵那市を仮に視察する場合の質問事項として第1に地域協議会と実行組織の役割分担。第2に諮問が少ない中、地域協議会がどのようなことをこれまで協議してきたか、これからどのような協議をしていくのか。第3に地域協議会の協議の中で、地域自治区の団体や組織が把握している課題を議論する機会を設けているのか。要するに地域協議会の中に各種団体組織を呼んで議論する場というものはあるのか。あるいは逆に地域協議会が出前協議会という形で出て行き議事録に残らない形で議論する場面があるのか、これらの質問事項を聞いてみると良いと考える。あるいは、どのような事柄を諮問事項として出していけば良いのか。

先ほどの新市基本計画など、公の施設の建設計画が進もうとしている。それが、諮問事項になりうるのか、であれば地域協議会にこういった形で諮問すれば良いのか先方と議論されても良いと考える。

会長

恵那市も、地域自治区は10年間と設定しているのか。

事務局

はい、恵那市は地方自治法に基づく地域自治区であることから期限に定めはなく、全市域に原則として小学校区単位毎に地域自治区が設置されていると認識しております。

事務局から、恵那市にアポイントメントを取りましたが、受け入れ態勢として別段10月でも11月でも可能である旨を確認しております。

出来れば、次回8月定例会で日程、内容を決めたいと考えております。

事務局といたしましては、恵那市は今年度末で地域自治区を設置されて10年を経過すると伺っております。地域自治区の設置の根拠法が合併特例法に基づく本市と地方自治法に基づく恵那市との相違はございますが、恵那市が良いのではと考えております。

アドバイザー

専門的な話になるが、恵那市の資料に記載されている設置の経緯については地方自治法202条の5に基づいて設置されている地域自治区であり、事務局が述べた通り基本的に期限はないと理解している。

会長

恵那市の地域協議会のことをどうこういうわけではないが、当方の質問にしっかりと答えが返ってくるのかが心配である。

事務局

恵那市の地域自治区につきまして、まちづくり協議会的要素を備えた要素があると伺っております。そのことも視察をするうえで興味深いと考えております。

会長

我々、地域協議会の視察研修ということで、良い取り組みをしているところは参考にといい思いも含めて事務局から色々挙げていただいた。その後、宗野先生からもアポイントを取って頂き、先生からも状況を聞いて頂いて、8月の定例会で詳細を決定出来たらと考える。

このような研修を実施するというので今回はお願いする。次の定例会あたりで行き先と日程を決めたい。

それでは、次第5.(2)地域協議会定例会議題について、事務局お願いする。

事務局

(資料に基づき説明)

会長

ありがとうございました。

議題については、あくまで事務局案である。安土城下町再生計画について安藤委員が事業化にかかる地元の推進協議会の会長に就任されたので、城下町再生計画の事業の進捗状況により議題が前後することが想定されるので、よろしく願いしたい。

それでは、議事次第に関しては以上とします。長時間にわたりまして、委員の皆さまご苦労様でした。

事務局から連絡事項があればお願いしたい。

事務局

次回、8月定例会の日程は、8月20日(水)午後2時から、会議運営部会につきましては8月5日(火)午前9時30分からを予定しております。

各委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の折、申し訳ありませんがご出席くださいますようお願いいたします。

会長

では、城念副会長、あいさつをお願いします。

副会長

(あいさつ)

【終了 17:30】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所

地域振興課 地域振興グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390100@city.omihachiman.lg.jp